

未来

人権教育啓発シリーズ NO.2



今回は、「こども基本法」を中心に、子どもの権利について紹介します。すべての子どもが将来にわたって自分らしく幸せに成長でき生活できる社会を実現するために、どんなことが大切なのか一緒に考えていきましょう。

「こども基本法」を知っていますか？



こども基本法は、こどもや若者一人ひとりが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように社会全体で支えていけるような「こどもまんなか社会」を目指して、こどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた法律です。令和5年4月に施行されました。

【こども施策の6つの基本理念】

すべてのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。



すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

すべてのこどもが年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を言えたり、さまざまな活動に参加できること。

子育てをしている家庭のサポートが十分に行われること、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同じような環境が用意されること。

すべてのこどもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。



家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

「児童の権利に関する条約」は、世界中すべての子どもたちがもつ人権を定めた条約で、日本を含め196の国と地域が締結しています。子どもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、子どもも「ひとりの人間として人権をもっている」つまり、「権利の主体」だという考えの条約です。条約においては、子どもは「権利の保有者」であり、それを守る「義務の担い手」は、国（おとな）です。子どもの権利が守られるためには、おとなも子どもも条約や施策の内容についてよく知ることが大切です。（こども家庭庁、日本ユニセフ協会ホームページより）

